



ビットコインの会計・税務 (個人編)

清文社「事例で学ぶビットコインの会計税務Q&A50選」延平昌弥他著より

ビットコインと法定通貨（円・ドル）の比較

| | 法定通貨 | ビットコイン |
|-------|---|-------------------------------------|
| 実体 | 紙幣だが、デポジット等の方式で電子マネーやクレジットカードの形態で使用する場合あり | 実体はなく、仮想ネットワーク上の取引の履歴とその結果として残高の記録 |
| 管理/信用 | 国家や中央銀行によって集中的に管理され、価値が保証 | 管理者は存在せず、取引の参加者全員が相互に承認し合う仕組みで信用が担保 |
| 取引量 | 無制限(政府・中央銀行が調整) | 2100万BTCに制限され、取引量に上限あり |
| 価値 | 需給バランスの他、政府・中央銀行の政策等によって変動 | 主に需給バランスによってのみ変動 |
| 取引場所 | 銀行、証券会社等 | 仮想通貨取引所、販売所 |

個人におけるビットコインの税務

(1) 投機目的で保有するビットコインを売却した……雑所得

ビットコインの売却金額 - ビットコインの取得価額×1 = 売却益×2(マイナスの場合は売却損×3)

※1. 同一仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合は、原則、「移動平均法」により取得価額を計算し、継続適用を要件として「総平均法」を用いて計算することも例外的に認められている。

※2. 会社員の方が1か所からのみ給与の支払いを受けており、年末調整が完了している場合、給与所得と退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば確定申告は不要。ただし、住民税の申告は必要。

※3. 売却損が出た場合、同一所得内での損益の相殺は可能のため、他に年金等の雑所得がある場合には、ビットコインの売却損と年金等の雑所得との相殺が可能。

(2) 投機目的保有のビットコインの分裂により新たなビットコインキャッシュを取得し、そのビットコインキャッシュを売却した……雑所得

ビットコインキャッシュは無償で取得しているため、控除する取得価額はゼロ。 ※2. ※3は(1)と同様

(3) ビットコインの取引方法別の取り扱い

| 使用方法 | 所得税の取扱い | 課税される時期 |
|-------------|-------------------|---------|
| 日本円等の通貨への換金 | 雑所得(事業所得になるものを除く) | 換金した時 |
| 支払い手段として使用 | 雑所得(事業所得になるものを除く) | 使用した時 |
| 他の仮想通貨と交換 | 雑所得(事業所得になるものを除く) | 交換した時 |
| 自身のウォレットへ移動 | 課税関係は生じない | — |

【今月の経営格言】 「人は石垣、人は城」。会社は建築に似ている by 稲森和夫 (京セラ会長)

城の石垣には、大きな石もあれば小さな石垣もあります。大きな石と石の間に小さな石が詰まっているから、堅牢な石垣が出来上がります。小さな石のように、能力はそれほどなくても「人間性が素晴らしく、周りの人の心をまとめ、一生懸命、会社のために尽くす人」がいます。このような人は積極的に登用すべきだと稲森は考えています。短期的には効率が悪いように思えても、長期的に見ると「組織を強固にしてくれる」からです。 「図解 稲森和夫の経営早わかり」より